

第22号議案

「気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援名義使用申請書

2026年2月27日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) NPO法人国際自然大学校

住所 (所在地) 東京都狛江市岩戸北4-17-11

代表者名 (ふりがな) さとうはつお

佐藤 初雄

代表者連絡先 (事務担当者) 竹田 信恵

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用し、申請します。

記

事業名	気軽に！楽しく！ 親子で自然ふれあい体験	
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	本事業は、地域の子どもと保護者を対象に、身近な自然の中で安心して参加できる体験機会を提供するものであり、教育的意義および公益性を有すると考えている。教育委員会の後援名義を受けることで、事業の趣旨や安全性に対する信頼性が高まり、学校等を通じた周知が可能となる。これにより、体験活動の機会が届きにくい家庭にも情報を届けることができ、地域の子どもの健全育成に寄与できると考えるため。	
実施期間	2026年5月4日(月) (1日間)	
実施場所	占春園 (〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29)	
事業内容	目的※	自然体験活動を通して、子どもたちが自ら考え判断し行動する力を育むきっかけを提供するとともに、体験機会の創出および周知を図ることを目的とする。親子で参加しやすい場を設け、地域における継続的な体験機会の充実に寄与する。
	内容	アイスブレイクゲーム、自然発見ゲーム(ビンゴゲーム、自然物探し等)
	対象者	3歳以上の主に小学生を中心とした親子 (参加予定人員90人)
	参加費	100円/1名
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	なし	
備考		
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

気軽に！楽しく！親子で自然ふれあい体験 事業計画書/企画書

【当法人のご紹介】

私たち国際自然大学校は「自然や人とのかかわりの中で、人生を前向きに生きる人を育てる」というミッションを掲げ、子どもから大人までを対象に、自然体験活動を提供しているNPO法人です。

【目的】

◆自然体験活動を通して、自立的行動習慣を育むきっかけの提供／体験機会の創出・情報の提供◆

様々な情報が行きかい、目まぐるしく変化する現代社会において、自分で考え、判断し、行動していくこと―「自立」が、より重要であると考えられています。

「国立青少年教育振興機構」が行った「青少年の体験活動等に関する意識調査」においては、将来の社会的自立の基礎となる資質能力のひとつとして、青少年の自立的行動習慣に関する指標である「自律性」「積極性」「協調性」に着目した調査が行われております。その結果として、「自然体験活動が豊富な群ほど、先の3指標において高得点軍の割合が大きくなる傾向がある」と導き出されています。

一方、子ども達の健全な心身の成長に欠くことのできない様々な「体験活動」。その機会が減少していると言われて久しいのは、ご周知のとおりです。

様々な要因があると考えられるなか、そのひとつとして、「体験活動の機会があることを知らない」、すなわち「情報が行き届いていない」現実があると考えられます。

人生において、自然体験活動がもたらす恩恵は大きく、前向きに人生を歩める人が増えることは、この先の未来、社会にとってもポジティブであると考えています。そしてその機会をより多くの方に情報として知ってもらい、参加するきっかけを作ることもまた、社会的に意義があると私たちは考えています。

このような観点から、気軽に参加しやすい自然体験活動を複数回、様々な場所で展開すること、そして、「機会の情報提供」という側面から、各学校からの配布物を通し、その機会があることを知ってもらえると考えています。

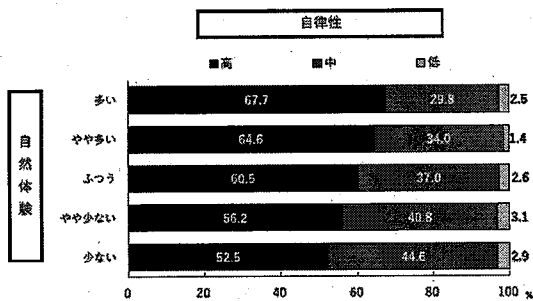


図 3-4-1 自然体験と自律性の関係
(小4～小6、中2、高2)

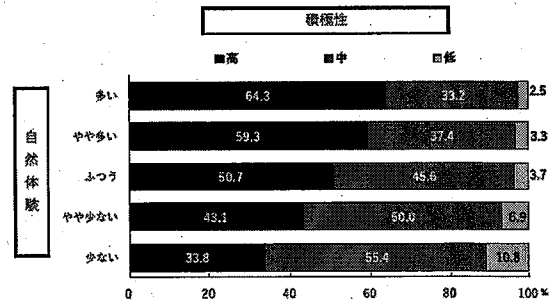


図 3-4-2 自然体験と積極性の関係
(小4～小6、中2、高2)

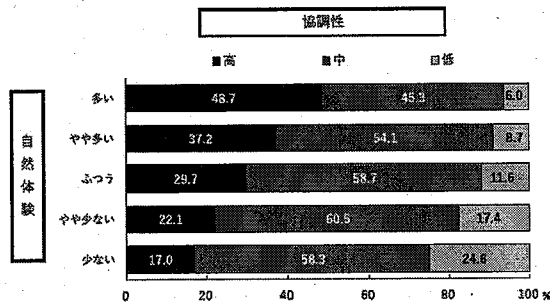
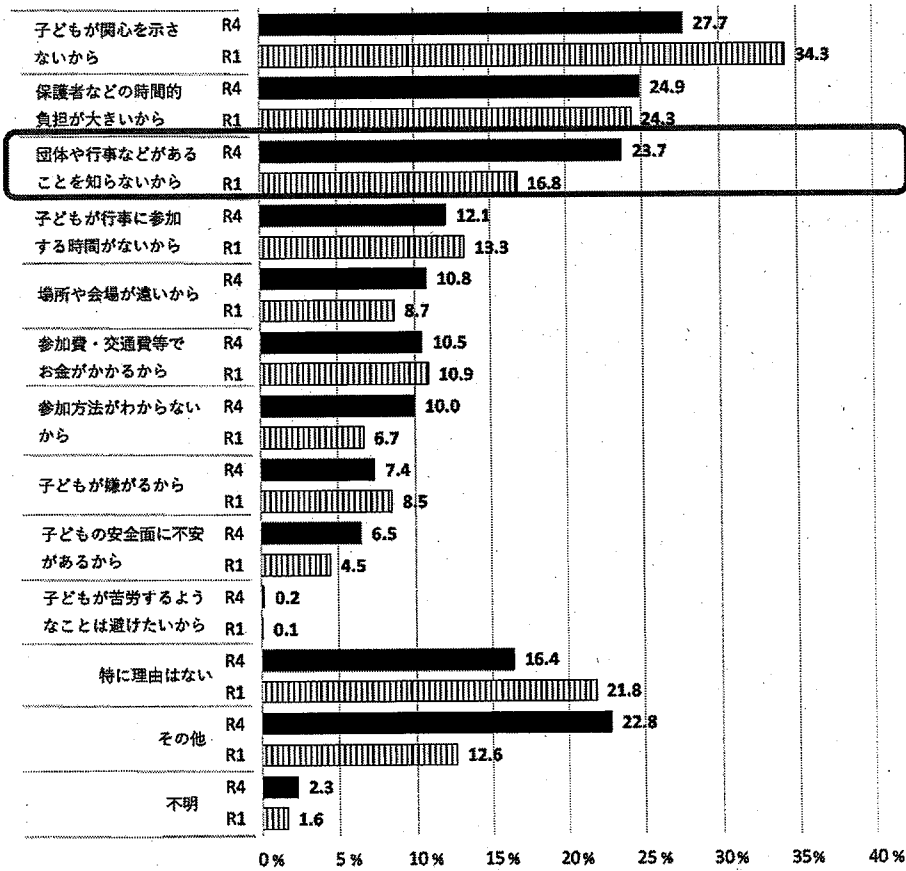


図 3-4-3 自然体験と協調性の関係
(小4～小6、中2、高2)

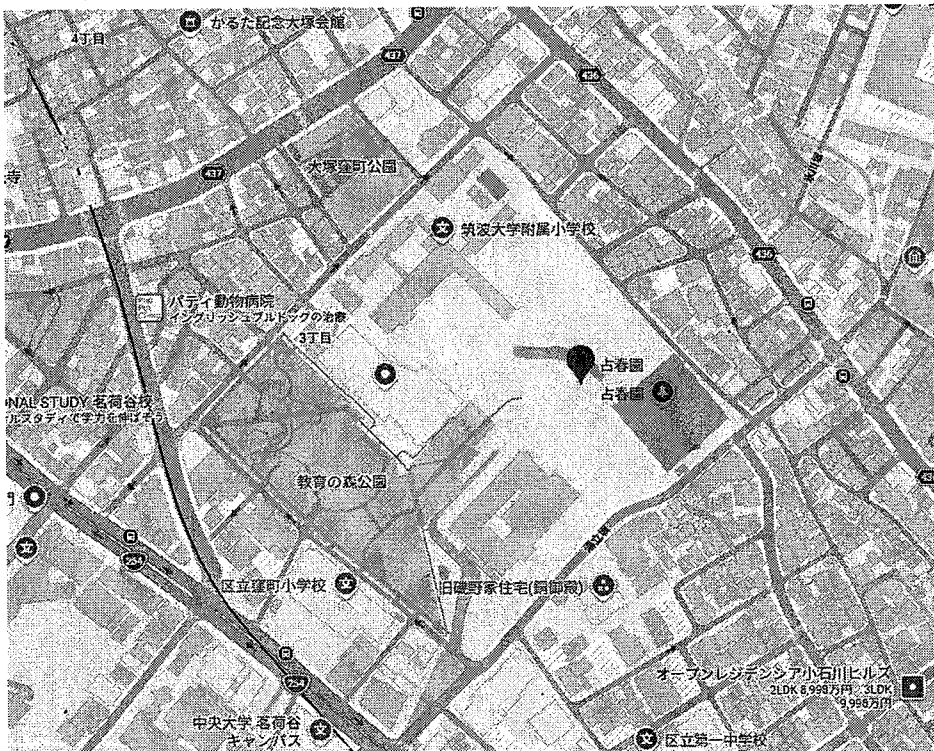


「青少年の体験活動等に関する意識調査報告書(令和4年調査)」(令和6年国立青少年教育振興機構)

【実施場所】

占春園(〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29)

「赤色マーカー部分」を想定



見渡しやすい広場のあたりを想定しています。



- ① 日 程： 2026年5月4日(月) ※集合場所等は参加される方へ直接お伝えする予定です。
 - 1)10:00～11:00
 - 2)11:30～12:30
 - 3)13:30～14:30
- ② 参加人数：各回15組30名の親子(3歳以上/1組2名) 計90名 ※事前予約制予定
- ③ 参加費：100円/1名(保険代として)
- ④ 実施内容：アイスブレイクゲーム、自然発見ゲーム(ビンゴゲーム、自然物探し等)



実施内容のイメージ

【安全管理】

- ① 責任者による安全管理体制の確立
本プログラムの責任者が注意を怠ることなく、安全に運営できるよう努めます。
また、スタッフとの事前打ち合わせ、会場下見等の実施と安全に対する指導を行います。
安全に運営ができる体制を構築します。
- ② 参加人数の管理
事前予約制とし、参加者数の把握、健康上の留意点の把握等を行います。また個人情報保護の観点での管理も当方のプライバシーポリシーに則り実施します。
- ③ 公園利用者への配慮
公共の場所であることから、お互いに気持ちよく過ごせるよう、他の利用者の方への配慮、散歩をされている方への配慮を行います。また園内のルールに則り活動を行います。
- ④ 応急処置について
本プログラム実施中の予期せぬケガや事故が発生した場合は、成人から幼児まで幅広く対応できる応急手当(メディックファーストエイドチャイルドケアプラス※)のトレーニングを受けた当法人スタッフが応急処置を行います(※<https://mfa-japan.com/>)。
- ⑤ 気象災害に関する安全管理
事前に天気予報を確認、荒天の場合は、中止とします。突発的な荒天および自身の自然災害に備え、避難先を明確にするなど対応を用意します(荒天時、増水時、地震発生時の避難先、園内危険個所の確認)

⑥ 参加中の安全管理

参加者向けに、活動時における守ってもらいたいこと、リスクについて、セーフティトークを行います。

⑦ 保険

上記の安全管理を徹底、ケガや事故が発生しないように努めて運営いたしますが、万が一発生した場合は、自然観察、クラフト等今回の実施内容に対応した保険の適用範囲内で参加される皆様の保障や説明を行います。

【その他】

本プログラムと類似したものを、2026年3月～4月に、都内各所にて複数回実施予定です。複数日程、そして様々な会場で展開できることで、目的に掲げた「体験活動の機会の創出」が叶い、参加される方も選択肢が増えると考えています。

事業予算書

事業名気軽に！楽しく！ 親子で自然ふれあい体験

団体名NPO法人国際自然大学校

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
参加費 100円/1名 15組30名×3回	9,000円	参加者保険料44円×90名	3,960円
自己資金	34,756円	スタッフ保険料44円×4名	176円
		スタッフ交通費1,500円×4名	6,000円
		紙等 事業消耗品	3,000円
		チラシ印刷代 13,000部	25,120円
		チラシ発送費用	5,500円
計	43,756円	計	43,756円

2026年3月3日

(備 考)

特定非営利活動法人 国際自然大学校 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 国際自然大学校という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都狛江市岩戸北四丁目17番11号に置く。

2 この法人は、前項の他、従たる事務所を山梨県北杜市長坂町塚川2564番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は大人から子供まで幅広い年齢層を対象に、国内及び国外における自然体験活動、野外教育、環境教育、冒険教育、国際教育（以下「自然体験活動等」という）などの広く自然の中での体験教育活動に関する旅行業、専門的な指導者の育成、情報の提供、調査研究、プログラムの開発、政策提言、施設の管理運営を通して自然体験活動等の普及及び振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 自然体験活動等に関する旅行業
- (2) 自然体験活動等の指導者の育成事業
- (3) 自然体験活動等に関する情報提供事業
- (4) 自然体験活動等に関する調査研究事業
- (5) 自然体験活動等に関する政策提言活動
- (6) 自然体験活動等に関する受託事業
- (7) 自然体験活動等の調査研究に関する書籍の卸・販売事業
- (8) 自然体験活動等の教材の卸・販売事業
- (9) 自然体験活動等に関する施設の管理及び運営

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業に賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会員として入会しようとするものが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等」とする）に属していると認められるときには、法人として入会を認めない。
- 4 理事長は、2項および3項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、理事長がこれを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、また目的に反する行為をしたとき。
- (3) 暴力団等の構成員又はその関係者であると認められるとき。

2 この規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団等の構成員又はその関係者であると認められるときには選任しない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ならい。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 暴力団等の構成員又はその関係者であると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することが出来る。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業の年度内収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法を持って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第28条 総会における議決決定事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法、即時性と双方向性が確保された電話会議システム、テレビ会議システム、WEB会議システムをもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条及び第30条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者もしくは電磁的方法、即時性と双方向性が確保された

電話会議システム、テレビ会議システム、WEB 会議システムによる表決者、または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長が指名する理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法、即時性と双方向性が確保された電話会議システム、テレビ会議システム、WEB会議システムをもって表決することが出来る。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関わる事が出来ない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者もしくは電磁的方法、即時性と双方向性が確保された電話会議システム、テレビ会議システム、WEB会議システムによる表決者または表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第7章 顧問

(構成及び機能)

第39条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、暴力団等の構成員又はその関係者であると認められるときには委嘱しない。
- 4 顧問は理事長の諮問に応じ、理事長に意見を具申する。
- 5 顧問には第16条、第18条、および第19条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、顧問と読み替える。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(財産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算を持って定めるほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認定の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、選任する法人は本法人の目的と類似すると認めるものの中から選ばれるようにしなければならない。

（合併）

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行なう。

第 11 章 雑則

（細則）

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 佐藤 初雄
副理事長 櫻井 義維英
理事 葉谷 久雄
監事 阿部 聖津雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2001年4月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ①入会金 5,000 円
 - ②年会費 10,000 円
 - (2) 賛助会員
 - ①入会金 50,000 円
 - ②年会費 100,000 円
- 7 この定款は2003年6月27日より施行する。
- 8 この定款は2007年4月1日より施行する。
- 9 この定款は2010年7月6日より施行する。
- 10 この定款は2011年7月5日より施行する。
- 11 この定款は2014年6月10日より施行する。
- 12 この定款は2017年12月1日より施行する。
- 13 この定款は2022年10月24日より施行する。

特定非営利活動法人 国際自然大学校

役員名簿

理事長	佐藤 初雄	NPO法人国際自然大学校
副理事長	鈴木 郁	NPO法人国際自然大学校
理事	青木 康太朗	学校法人國學院大学
理事	小河 光治	公益財団法人あすのば
理事	坂口 友紀子	NPO法人国際自然大学校
理事	桜井 義維英	株式会社ノッツ
理事	佐藤 繁一	NPO法人国際自然大学校
理事	砂山 真一	一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール
理事	竹内 洋岳	プロ登山家
理事	野口 透	川崎市黒川青少年野外活動センター
理事	藁谷 久雄	NPO法人森のようちえん全国ネットワーク連盟
監事	三宅 真弥	T&A税理士法人

国際自然大学校事業実績一覧

日付	活動事業名	後援自治体	参加者数
令和7年4月20日	遊んで学ぼう 自然体験フェスタ	世田谷区	800名程度
令和6年3月24日	自然体験フェスタ2024	世田谷区、川崎市、狛江市	250名程度
令和1年10月27日	自然体験フェスタ秋	渋谷区、世田谷区、新宿区	526名
平成30年11月3日	自然体験フェスタ秋	渋谷区、世田谷区、新宿区	476名
平成30年5月6日	自然体験フェスタ2018	渋谷区、世田谷区	500名程度

気軽に！楽しく！

自然で遊ぼう！



事前予約制
ご予約はこちらから



親子で自然
ふれあい体験

2026年5月4日(月)

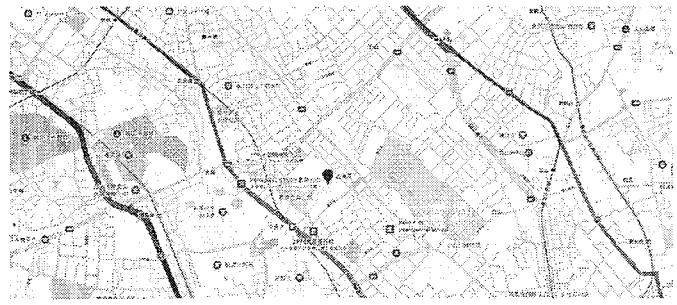
開催時間
1)10:00~11:00
2)11:30~12:30
3)13:30~14:30

対象：お子さま3歳以上の親子
定員：各回親子30組
参加費：100円/1名
(保険代として)



会場 占春園

〒112-0012 東京都文京区大塚3丁目29



お問合せはLINEでも

主催：NPO法人国際自然大学校
後援：文京区教育委員会

〒201-0004
東京都狛江市岩戸北4-17-11
TEL：03-3489-6320

LINE
友だち
追加



公式
WEB



2026年2月27日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都狛江市岩戸北4-17-11

申請者（申請団体） NPO法人国際自然



代表者名 佐藤 初雄

文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。